

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成16年12月15日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
根拠条項	第9条
許認可等の種類	処理高度化施設整備計画の認定
法令の定め	<p>畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画（以下「処理高度化施設整備計画」という。）を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 処理高度化施設の整備の目標</p> <p>二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期</p> <p>三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p>
審査基準	<p>1 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。</p> <p>2 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。 (施行規則第4条)</p>
標準処理期間	<p>総期間 21日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 7日・丹 (総合振興局・振興局)</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 14日・丹 (農政部畜産振興課)</p>
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)